

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の 令和4年度 国民健康保険税の減免について

築上町では新型コロナウイルス感染症の影響を受けて国民健康保険税の納付が困難になった世帯に対し、減免を実施します。

【対象者】

- ① 主たる生計維持者（※）が新型コロナウイルスに感染し、死亡又は重篤な傷病を負った場合（り患）
- ② 事業の縮小、休止、廃業などで主たる生計維持者の収入が減少した場合（減収）

【減免額】 納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日にある令和4年度国民健康保険税額

- ① り患・・・税額の全額
- ② 減収・・・税額×主たる生計維持者の所得が世帯に占める割合×減免割合

$\text{減免額} = \text{税額} \times \frac{\text{減収見込みの事業収入等に係る前年所得の合計}}{\text{世帯主及び被保険者の前年所得の合計}} \times \text{減免割合}$
--

主たる生計維持者の要件 右のすべてを満たす方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年の見込み事業収入等（給与・事業・不動産・山林）のいずれかが、前年のその収入より 3割以上減少した。 <u>（はい・いいえ）</u> ○ 前年合計所得金額が 1,000万円以下である。 <u>（はい・いいえ）</u> ○ 減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が 400万円以下である。 <u>（はい・いいえ）</u> ※「収入」とは、事業では仕入れや必要経費を差し引く前、給与では保険料や源泉徴収税額を差し引く前の額。手取り金額ではありません。												
主たる生計維持者の前年合計所得	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">廃業</td> <td style="width: 12.5%;">300万円</td> <td style="width: 12.5%;">400万円</td> <td style="width: 12.5%;">550万円</td> <td style="width: 12.5%;">750万円</td> <td style="width: 12.5%;">1,000万円</td> </tr> <tr> <td>失業</td> <td>以下</td> <td>以下</td> <td>以下</td> <td>以下</td> <td>以下</td> </tr> </table>	廃業	300万円	400万円	550万円	750万円	1,000万円	失業	以下	以下	以下	以下	以下
廃業	300万円	400万円	550万円	750万円	1,000万円								
失業	以下	以下	以下	以下	以下								
減免割合	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">全部</td> <td style="width: 25%;">8割</td> <td style="width: 25%;">6割</td> <td style="width: 25%;">4割</td> <td style="width: 25%;">2割</td> </tr> </table>	全部	8割	6割	4割	2割							
全部	8割	6割	4割	2割									

（例）40代の主たる生計維持者と妻、10代の子2人の世帯（年税額）

ア. その世帯の収入が主たる生計維持者の飲食業収入のみの場合で、前年所得が350万円であれば、
 年税額 440,000円 × 350万円 / 350万円 × 8割 = 減免額 352,000円
 年税額 440,000円 - 減免額 352,000円 = 納付額 88,000円

イ. 減収した主たる生計維持者も、影響ない妻も同じ前年所得350万円（世帯700万円）であれば、主たる生計維持者の所得が世帯所得の半分なので減収の影響 = 減免の割合が半分となります。
 年税額 990,000円 × 350万円 / 700万円 × 8割 = 減免額 396,000円
 年税額 990,000円 - 減免額 396,000円 = 納付額 594,000円

※主たる生計維持者とは、原則として世帯主または擬制世帯主です。

ただし、世帯の実情に応じて、生計維持者を世帯主以外の方（国保加入者）とすることができます。

問い合わせは税務課課税係へ。支所では受付できません。

【手続き】

国民健康保険税納税通知書が到達した後、

国民健康保険税減免申請書（※様式 1）（ホームページ・本庁税務課窓口）

り患を証明する書類（診断書〔り患世帯のみ〕）

収入見込額計算書（※様式 2）及び前年収入のわかる書類（減収世帯のみ）

添付書類… 確定申告書第一表（収入額の記載がある場合に限る）の控えの写し

又は（ 収支内訳書 青色申告決算書 ）の控えの写し

（注）持続化給付金・特別定額給付金等は収入に含めないため、事業収入等で加算申告をしている方は、必ず収支内訳書をご提示ください。

給与所得者は令和 4 年 1 月分から申請日の直近までの給与明細書の写し

転入者は令和 4 年度所得証明書（前住所地で発行）または令和 3 年分収入額のわかる書類

保険金、損害賠償等により補填される金額のわかる書類

事業廃止や失業の場合は、廃業届や事業主の証明書など

※申請書類様式はダウンロード又は税務課窓口で入手してください。

上記以外の添付書類をご準備いただく場合があります。

郵送申請 宛先 : 829-0392 築上町大字椎田 891 番地 2 築上町税務課課税係

【減免の対象外】

「3 割以上減収したこと」は前年に比べて収入が減少していることを明らかにする必要があり、3 割以上減収していない場合や、申請日において前年の収入を申告していない世帯は対象外です。また、減免額は減収した事業の前年所得金額を乗ずる計算式で求めることから、その前年所得が 0 円以下である場合には、所得上の減収影響がないため対象外です。 ※自己都合による退職や事業主の証明書がない失業は対象外です。

【減免決定後】

税額決定通知等を送付します。

全部免除の決定を受けた世帯は、国民健康保険税の納付の必要はありません。

一部減額の決定を受けた世帯は、減額後の国民健康保険税を納付することになります。

納付済みの納期の分が減免された場合、差額を還付（お返し）いたします。

※減免不可の決定を受けた世帯は、全額納付をお願いいたします。

はじめは、収入が減少するであろうという「見込み」で申請することになりますが、虚偽の申請その他不正の行為により保険税の減免を受けた場合は、減免が取り消されることがありますのでご了承ください。

【解雇や倒産など自己都合以外での離職に対する軽減】

新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、勤務先の倒産や解雇、事業規模縮小のための人員整理などでやむを得ず離職した場合、国民健康保険税の一部が軽減されます。

前年の給与所得を 3 割分とみなして国民健康保険税を計算します。

上記の減免とは別に、国民健康保険税特例対象被保険者等に係る申告書を提出する必要があります。

このほかの詳細については築上町ウェブサイト【国民健康保険税の減免】をご覧ください。

→ [築上町 コロナ 減免] [検索](#)